

Global Network for Japanese Practices

Hotline

Autumn 2009 No58

Contents

提言

Editorial comments

2009年財政法の動向 — 国外所得に係る課税

Finance Bill 2009 update – the taxation of foreign profits

XBRL — 将来へ向けた財務報告の電子化

XBRL – Paperless future of business reporting

個人的責任からの取締役の保護

Protect directors from personal liability risk

EUにおけるVAT 課税

— 回収可能なVATがありませんか？

VAT charges in the EU – is your company losing out?

トランザクションサービスチームのご紹介

Deal support, cash accelerator

プライスウォーターハウスクーパース

グローバル・ネットワーク・フォー・ジャパニーズ・プラクティス

PricewaterhouseCoopers Global Network for Japanese Practices

提言



盛谷 竜二
トランザクションサービス

ロンドンも日々涼しさの増す季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。普段は監査や税務のトピックが中心となる「提言」ですが、今回は趣向を変えてキャッシュフローマネジメントについて簡単に触れてみようと思います。

「キャッシュ・イズ・キング」、景気が悪くなると頻繁に聞かれるようになる言葉ですね。2007年7月に始まった金融危機は回復基調にあるとの見方が強いものの、市場はその先行きにおお相当なリスクを抱えており各市場参加者も依然慎重にならざるを得ないというのが現状でしょう。銀行は与信リスクを減らすべく新規融資を引き締めています。多くの企業が資金繰りやコベナンツプレッシャーに苦しみ、リファイナンスや銀行融資以外の資金調達手段を模索しています。金融危機以前はブームの感があつた数千億円規模のLBOも、ファンディングの難しさから今ではすっかり影を潜めています。

このような資本市場のもとで有効に事業を運営するには、やはりキャッシュそしてキャッシュフローの重要性が高まります。第一に、資本コストの上昇による負担を軽減するため、まずはキャッシュそのものを効率的に運用する必要があります。案件評価などあらゆる意思決定の局面においてより厳密に投資効率を測定するためにも、損益だけではなく運転資本の変動や設備投資なども反映したキャッシュフローによる評価を用いるべきでしょう。第二に、高い不確実性が残る市場においては資金繰り計画をより慎重に行う必要があります。自社の将来キャッシュフローを十分に分析し、ダウンサイドシナリオにも耐えうるだけの流動性を確保することが重要でしょう。また、債権者である銀行またはその他デット投資家が債務者の債務償還能力を測るうえでキャッシュフローをより重要視するため、債務者としてはできるだけ説得力のあるキャッシュフロー計画を示すことが望まれます。

当然ながら、実際に私がお手伝いさせていただくプロジェクトも景気の変動に合わせて損益中心の分析からキャッシュフローの分析に自然とシフトしてきました。金融危機以前は中長期での事業分析や収益力分析に重点をおいたエクイティバイヤー主導のM&A案件がほとんどでしたが、危機以降は短期のキャッシュフロー分析、バランスシート

分析を中心とした債権者主導の案件が大半を占めます。ちなみに現在携わっている案件では英上場企業のリファイナンスをサポートしており、シンジケーションのアレンジャーと日々つめているのも、やはり将来キャッシュフローモデルです。

ここでご参考までに、キャッシュフローマネジメントに関してPwCの用いる質問項目のうち基本的なものを以下に挙げてみます。

- (1) 将来の必要資金は明確に把握できますか？ 利害関係者に説明可能なキャッシュフローモデルはお持ちですか？
- (2) どのような差異分析・感応度分析を行っていますか？
- (3) キャッシュに関わる業績指標はどのように報告されていますか？
- (4) 運転資本のベンチマーキングは行われていますか？ 回転数の推移は？ 在庫は業界水準にありますか？
- (5) キャッシュモニタリングの責任者はいらっしゃいますか？ 責任者のインセンティブはキャッシュフローにリンクしていますか？

景気後退期に高まるキャッシュの重要性。キャッシュを把握することで資本コストが削減され、意思決定の柔軟性も増します。自社のキャッシュフローを合理的に説明できることで、利害関係者との交渉を有利に進めることができます。キャッシュフローマネジメントは景気の良し悪しにかかわらず恒常に検討すべき重要な戦略テーマです。企業の皆様においては上に挙げた質問項目も参考に、自社で行われているキャッシュ戦略を再評価していただくことをおすすめいたします。なお、PwCの提供する関連サービスについては当冊子の最終ページをご覧ください。 ■

2009年財政法の動向 — 国外所得に係る課税

2009年4月7日歳入関税庁は現在提案されているデットキャップルールの法律案の構成および内容に関する基本構想を定めた通告を発表しました。それに続く2009年4月22日に行われた英国政府予算編成案発表の一環として、配当に係る免税措置、トレジャリー・コンセントに取って代わる報告制度、CFCルール等に関する当初の提案に対して加えられた修正案の概要を発表しました。

財政法案は2009年4月30日に発表され、2009年7月21日に女王陛下の裁可を受けました。この中には上記の改正点が数多く盛り込まれています。

この国外所得課税に関するパッケージは、グループ内利子費用の損金算入制限規定、配当に対する課税、資本の国際間移動を定めた英国の法令に大規模な改正をもたらすものです。新制度は、過去数十年間にわたる英国の国際税務における最も抜本的な改正であると考えられ、法人の組織構成および資金調達方法に大変革が迫られます。すべての事業活動を英国基盤とする法人および英国に本拠地を置くグループを含め、大部分の法人がこの税制改正による影響を受けることになります。

当記事は現行の法令の概略を示し、現在進展中の部分に焦点を当てるとともに、法令案段階での法令に対する弊事務所の当初の見解を述べたものです。必ずしも女王陛下の裁可後の確定した法令に基づくものではない点にご留意ください。

■ 概要

- 歳入関税庁は2008年12月9日に発表された法令案に対する納税者からの具体的な反対意見を概ね受け入れたようで、それらの問題点に対処する試みを行っています。
- 改正は概ね好意的に受け入れられてはいるものの、いくつかの具体的な条項に関しては、当初予想されていたよりも複雑になっていることに留意する必要があります。
- 2009年4月7日の基本構想発表時に触れたデットキャップルールに関するいくつかの改正点、とりわけ金融サービス会社の免除および租税回避防止規定は、今回の法案において明白にされていません。これらの追加項目は、これに引き続く規制あるいは財政法の政府修正により、取り扱

われるものと予想されます。

- 12月9日の法令案にはローナリレーションシップおよびデリバティブ契約に関しても現行の租税回避防止規定が適用拡大されることが含まれています。4月22日の英国予算編成案発表後に引き続き予想された通り、このルールは財政法に含まれていませんが、改正の必要性については引き続き検討が行われる予定です。
- パッケージは以下の4つの要素からなり、2009年財政法案の女王裁可に伴って2009年法人税法(Corporation Taxes Act 2009)に盛り込まれる予定です。
 - 英国国内および国外配当に対する免税措置の導入
 - 資金調達費用に関し、グループ外部からの資金調達費用と同水準までに損金算入を制限するデットキャップルールの導入
 - トレジャリー・コンセントの撤廃と新たな報告義務制度の導入
 - 適格配当政策免除規定(ADP)および持株会社免除規定の撤廃(持株会社に関しては2年間の暫定移行期間が設けられる)。ローカル持株会社に対する免除のみが継続。

■ 開始時期

配当免除は2009年7月1日以降に支払われる配当およびその他分配金に適用されます。

予算編成案においてデットキャップルールに関してその適用が遅れるという好ましい発表があり、当該法令は2010年1月1日以降に開始する期間から、全世界のグループに関して適用されることになります。

CFC制度の改正は2009年7月1日以降開始の会計期間から適用され、この日にまたがる会計期間に対しては暫定移行措置が適用されます。

トレジャリー・コンセントの撤廃およびそれに代わる新たな報告制度は2009年7月1日以降遂行された取引に適用される予定です。

■ 配当に対する課税免除制度

免税配当として取り扱われる5つの特定のカテゴリのどれかに該当しない限り、すべての配当および分配金(英国内および国外からの配当および分

配金)は課税対象となります。これらの免税措置は租税回避防止条項の対象となります。法令案についての諮問の過程で、多くの技術的な問題が取り上げられましたが、このうち多くは財政法の法令案策定の中で対応策が講じられ、配当免税措置の導入は概ね好意的に受け取られました。しかし、国外支店に係るこの課税問題を解決する必要性が依然存在することは留意すべきでしょう。

2008年12月9日の法令案に加えられた主な改正点には以下のようなものがあります。

- 小規模法人(一部の例外を除き、欧州委員会勧告2003/361/ECによる定義に概ね該当する法人)は、配当支払法人が英国居住法人である場合、または無差別条項を含む租税条約を英国と締結している相手国からの配当である場合、s930Bの下で免除されます。
- s930Eにおける「CFC法人」免除は、基本的には2008年12月9日の法令案とほぼ同様のアプローチをとっています。しかし、注目に値するのは、新たな法令案は支配関係を判断する上で関連者持分の合算規定を除外することを明確にし、また、ある企業が合併事業に関する持分を40%以上保有し、他の企業が40から55%の持分を保有しているケースにも配当免税制度が拡大適用されることが盛り込まれています。持分関係の合算規定の除外とは、英国グループに100%保有されているが、その株式が複数のグループ法人によって保有されている法人からの配当は、これを合算して親子会社配当として扱うことは認められず、その他の免除項目に該当する必要があるということです。
- 適用開始以前12ヵ月間(つまり2008年7月以前)に発生した所得を「支配以前」の所得とは見なさないという暫定移行措置が財政法の中に追加されたことは朗報と言えるでしょう。
- s930Fの「非償還普通株式」免除は、今後その実務上の適用が一段と容易となり、「償還可能」株式(発行条件あるいはその他の抵当権の取り決めの結果、償還可能となった株式を指す)の定義を狭めることにより、法令案の中で依然曖昧となっていた点が明白になりました。
- 「ポートフォリオ持分」免除(s930G)に関しては、

ポートフォリオ持分の従来の定義の矛盾点が是正されました。今後免除措置は持分が支払法人の10%を超えない場合のみ適用されます。グループ持分の操作(各関連法人の持分を10%未満とする)に関連する租税回避防止条項は別の取扱いとなり、別途租税回避防止条項としてs930Lに含まれることとなります。

- 「租税回避を目的としない取引」(s930H)に対する免税の法令案に加えられた変更にかかわらず、当規定の運用は、概ね2008年12月9日の時点のものとはほぼ変わりません。しかし、適用開始前12ヵ月間以前(つまり2008年7月1日以前)に遂行された取引から生じた所得は、「関連所得」とみなされ、従って当該所得から支払われた配当が免税になることが財政法案に追加されたことは歓迎すべきです。
- s930Iにおける「債務と見なされる株式」の免税は大幅に制限されることになり、本規定がなければ債務と見なされる株式として偽装利子規定に抵触するが、許容されない目的で保有されているものではないとして(課税対象から)除外されるであろう株式にのみ適用されます。
- 租税回避防止条項は今後どの免除に関連したものが明確に特定され、これに伴って当初の法令案における不透明な部分がある程度明確になります。
- 英国税制優遇措置の適用を受けることを主要目的、あるいは主要目的の一つとするスキームについて関連する免税措置の適用を除外する制度は、既に概ね2008年12月9日の法令案に盛り込まれておりますが、さらに追加で特定のスキームを加えています。すなわち課税事業所得と見なされる所得を免除の対象となる配当に変更する意図があった場合、追加条項が適用されます。
- 2009年1月および2月に行われた歳入閣税庁の「オープン・デイ」において指摘されていたとおり、免除措置の「選択権」が新たな法令に盛り込まれます(s930Q)。これはCFCに関連して適格配当政策免除規定を満たすことに関連した当初の法令案の問題点、あるいは免除措置により源泉税率が引き上げられる場合、それを緩和する目的で取り入れられました。
- 最後に、新たな法令は偽装配当を「実質」に応じ

て課税する必要性を言及しようとしていたと見受けられます。

■デットキャップルール

関係者との追加協議を経て、2009年4月7日に政府はデットキャップルールの計算方法に関して法案の変更点を発表しました。原則的な考え方は据え置かれていますが、個別の計算方法が実質的に変更されています。

2008年12月9日に発表された法案との違いは以下のとおりです。

ゲートウェイテスト

ファイナンスビルに盛り込まれたゲートウェイテストでは英国グループ企業の純負債総額(total net debt — 負債および貸付/預金を有するグループ企業の純負債総額)がテスト額となります。当該金額が全世界ベースのグループの総負債総額の75%未満であれば、当該グループにデットキャップルールの適用はありません。

個別企業の純負債額が3百万ポンド以下である場合には、当該会社を上記計算から除外することができます。意図的ではないと思われませんが、これにより受取利息を得る企業と支払利息を払う企業を相殺できなくするように思われます。

テスト額がネットデット額となったことで、ゲートウェイテストの適用範囲が拡大されましたので、納税者にとっては望ましい改正であり、複雑な計算を強いられるグループが少なくなりました。しかし、当該変更により、EU法に抵触するリスクが高まるものと思われ、かつゲートウェイテストは英国系企業を含め多くのグループ企業にとり未だ完全な切り札にはなっていません。

ファイナンスサービスに対する免除規定

当該免除規定はファイナンスビルに記載されていません。ファイナンスビルの議会通過後、関係する条項を注視していく必要があります。

否認額の計算方法

純金融費用が発生する英国グループ企業では、当該グループ各社の純金融費用総額(net finance deductionsdeductions — テスト額)とIASまたはその他認められた会計基準(英国および米国基準等)で作成された連結財務諸表上から算定したグループの外部借入費用総額(the worldwide

group's grossexternal finance expense — 利用可能額)を比較しなければなりません。当初の法令案とは異なり、テスト額にはグループ内借入額と外部借入額の双方が含まれ、利用可能額はネットではなくグロスの金融費用となりました。

テスト額を算定する際に、通算すると金融収益がでる企業や金融損益が発生しない企業は除外することとなりました。当初の法令案では計算誤りのリスクが高かったのですが、このテスト額の計算方法に係る変更により、当該リスクをある程度減少させるものと思われま

す。当初はキャッシュマネジメントを英国で行おうとするグループ企業にとって不利益を生じさせるようにも見えた法令案でしたが、今回の変更により、これらの問題のいくつかは回避されると思われます。しかしながら、たとえば、現規定は外部借入を減少させようとする企業よりも外部にキャッシュを有している会社に対してメリットを生じさせているように、いくつかの不都合も依然として残っています。

コンプライアンス作業の負担

当該規定の適用のあるグループ企業にとってコンプライアンス作業の負担は依然として大きいです。とりわけ煩わしい選択適用が数多くあることが重荷となります。しかし、財政法案では、そのグループ企業が提出する様々な申告書の提出をある企業が代理して行うことができる制度のように、コンプライアンス作業に関していくつか単純化させる規定を設けています。

36ヵ月規定では、これら申告書を修正することが可能であり、デットキャップルールの変更により否認額や是認額に変更があった場合、グループ企業が法人税申告書を再提出する必要がありません。

4月7日付けのHMRCの発表資料では、グループ企業に、その会計期間においてテスト額が利用可能額を超えないことを自己証明するだけで足りるとする案が示されていました。当該規定は今回の財政法案には明記されておらず、実際に導入されるか否かは不明です。当局からの照会があった場合に、その内容を十分に説明しなければならないので、仮にこれが導入されても、実際に作業量が減少するかは定かではありません。

EEAに対する貸付

EEA諸国のグループ法人に貸付けが行われている場合、その貸付けに係る支払利息の損金算入が認められず、一方、デットキャップルールの適用となるグループ企業は当該受取利息の全額が非課税となります。当該変更はEU法に則するものとなるよう意図されたものと思われませんが、ゲートウェイテストをパスしたグループには、その適用がありません。

グループ内のトレジャリーカンパニー

一定の条件を満たした上で、グループ内のトレジャリーカンパニーをデットキャップルールの適用対象外とする選択が認められています。ただし、トレジャリーカンパニーが通常の事業や株式保有事業を有する場合には、この選択を行うことはできません。

短期貸付

4月7日に発表されたように、12カ月未満の短期貸付に関してデットキャップルールの対象外とすることが認められています。貸付が相当数ある企業にとって、どの貸付が対象外となるのかの判別作業が煩雑になると思われれます。なお、短期貸付をロールオーバーする場合の取扱いについては未だ発表されていません。

欠損金の塩漬け

本規定は非事業欠損やマネージメント費用が将来利用できない欠損金となるのを防ぐ効果があります。これは納税者にとって望ましい効果となります。

限定的な節税効果とは異なり、本規定により大きなグループ内の節税効果を上げる可能性があります。欠損金をグループ内で有効活用し、潜在的に事業欠損金を非事業欠損金に変える効果もあります。

グループの定義

法人形態ではない株主（個人株主など）や二国居住者である株主による支配関係下によって構成されるグループ企業も同一グループとして取り扱われることになりました。しかし、グループに加入または離脱の際に関する規定や、決算期が異なる場合の処理に関する規定が定められていません。今後制度化されることが期待されます。

集団投資スキームの狭義の定義が定められ、一定のファンドがデットキャップルール上の究極の親会社と見なされる可能性がなお残るものと思われれます。

租税回避行為防止規定

4月7日に示唆された租税回避行為防止規定は財政法案の条項には含まれていません。現在協議中であり、複雑かつ膨大のため、今後行われるものと考えられます。

外貨換算およびヘッジ取引

外貨換算およびデリバティブ取引はテスト額および利用可能額の計算の際、除外されることとなりました。複雑な計算を回避し、予測可能性を高める上で納税者にとって望ましいものと思われれます。利用可能額を算定するため、連結財務諸表から当該金額を除外する必要がありますが、グループ企業によっては非常に煩雑な作業を伴うかもしれません。

支払／受取利息の額に影響を与えるグループ内のヘッジ取引の調整を制限する法案は反映されませんでした。どのようにヘッジ取引が処理されるのか、およびこれらの省略規定により意図しない結果が生じうるのかについては明らかではありません。

■トレジャリーコンセント

現行制度の全面的廃止が無事決定されましたが、新しい報告制度における免除規定の範囲は従前の規定（General Consents）の範囲より狭くなり、従来、同意が必要とされなかった取引でも、新しい制度の下では、報告が求められるケースがあります。

2008年12月9日付けの法案では、取引が生じた日の属する四半期末から14日以内の報告が求められていましたが、今回の変更により、その期限が取引が生じた日から6ヵ月以内と変更されました。

■CFCルール

CFCルールの抜本改正は現在進行中であり、最終的な改正は2011年に完了すると見込まれています。しかし、配当非課税制度が導入されたことにより、早期措置として2009年財政法案ではADPルールおよび持株会社免除規定（直接保有でCFC国の非居住者持株会社のみ対象）が、一定の経過措置の下で廃止されました。

2008年12月9日付けの法案からの主要改正点は以下のとおりです。

- CFC国にある持株会社に関する免除規定はなお継続されます。

この記事に関する問い合わせ先

清宮 陽二 (キヨミヤ・ヨウジ)

Tel 020 7804 1382

yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com

- 新ルールの開始日である2009年7月1日をまたがる期間に関してADPを充足しようとする企業にとって不都合が生じるように見えます。当該またがる期間は7月1日を基準として2期間に分けて取り扱われ、1会計年度全体ではなく7月1日までの期間のみにつきADPを満たす必要ができません。
- 配当源泉利益の特定ルールは、後入先出法的に払い出されたと想定した上で計算された他の配当可能利益がある場合で、現行期間および過去の期間においてのみ適用されます。当該規定と配当非課税規定の相互にどのように影響を及ぼしうるかは不明です(企業は利益をより早期に配当したい一方で、税務メリットのある取引により毀損してしまうと思われます)。
- 適格持株会社免除規定につき、適用開始日をまたがる期間および経過措置期間(2009年7月1日から2011年7月1日まで)における所得金額の算定は、当初合理的配分(“just and reasonable” basis)により按分するとされていましたが、現在はその期間に応じて按分することとなっています。持株会社の所得に配当が含まれている場合、合理的基準による按分の方がより望ましいものと思われます。
- 過去の期間において適格免除規定に該当しないが、適用開始直前の期間において適格免除規定に該当するケースに関する救済措置は規定されていません。 ■

XBRL — 将来へ向けた財務報告の電子化

■ XBRLとは何か？

XBRLとは「コンピューター上で解読可能」な標準化された言語で、電子手段によるコミュニケーションおよびビジネス情報の分析を一段と効率的に行う目的で開発されました。これは国際標準となっており、米国のSEC、英国のカンパニーズ・ハウス、歳入関税庁をはじめとする世界中の数多くの政府規制機関、各省庁、企業により採用されています。これらの機関では従来の提出方法に替えて、財務情報をXBRLによって識別し提出することを現在義務付けている、または近い将来義務付ける予定です。

■ 各企業にどのような影響を及ぼすか？

SEC登録企業の場合

2009年1月30日、SECはXBRLによる財務情報の提出に関し、最終的なルールを発表しました。SECは企業の会計期間を基準にして以下のような3年間の段階的なアプローチを定めました。

この最終ルールの中でSECはこのルールの早期適用を認めています。SECによって提出が義務付けられる財務情報には、財務諸表およびそれに関連する注

初年度	2009年6月15日以降終了の会計期間 米国GAAPを適用し、全世界の株式公開規模が50億ドル(直近の会計年度の第2四半期)を超える国内および国外の大規模早期提出会社(large accelerated filer)
2年目	2010年6月15日以降終了の会計期間 米国GAAPを適用するその他すべての国内および国外の大規模早期提出会社
3年目	2011年6月15日以降終了の会計期間 その他残りのすべての小規模の国内提出者、ならびにIFRS(IFRSの地域別差異は不必要あるいは不可)を適用する国外プライベート企業

記の開示項目があります。注記の開示項目に関しては、移行のための暫定措置が設けられています。各企業がSECに財務情報を提出する初年度には、注記の開示項目の識別を「ブロック」することができますが、翌年には注記開示項目をより詳細に識別することが要求

され、企業は現在の手作業による決算、報告管理体制、プロセスを再検討することが必要になります。

英国で登記した企業の場合

歳入関税庁については、2010年3月31日以降終了年度で2011年3月31日以降提出する法人税申告書をXBRLで提出しなければなりません。この中にはCT600、コンピューテーション、法定会計報告書が含まれ、これらに付随する追加付属書類はPDFの様式で提出しなければなりません。

■ XBRLを使ってどのように財務情報を作成するか？

XBRLを使って財務情報を作成するには主に次の3つの方法があります。

個別の追加業務としての取扱い— 社内での作業

- 現行の報告手続きはそのまま維持
- 第三者のソフトウェアを使用し、企業の開示項目をそれに関連するXBRL GAAPの分類から探し出し、必要なファイルを作成して提出
- ソフトウェアの費用は比較的安く、無料のオープン・ソース・ソリューションから5,000ポンドのものとまで幅広くあります。必要な作業量としては、最初の財務諸表1件の提出に付き、およそ80時間、そ

の後は各期間当たり徐々に減少します。

個別の追加業務としての取扱い— 外部委託

- 現行の報告手続きはそのまま維持
- 委託を受けた相手側が企業の開示項目をそれに関連するXBRL GAAPの分類から探し出し、必要なファイルを作成して提出
- 費用は通常社内での作業より高く、財務諸表1件につき年間25,000ポンドから50,000ポンドかかります。作業量は社内での作業より少なくなります。外部委託をする場合には、委託する業者に財務諸表に関する知識が十分あるか、また報告手続きに関して専門性があるか等の要素を別途検討する必要があります。

現行の報告システムの中に組み入れる

- 現行の報告システムの変更が必要となるか、または企業の開示項目をそれに関連するXBRL GAAPの分類から探し出し提出に必要なファイルを作成するためのシステムのアップグレードを行うことが必要となります。
- 通常、初期の導入費用は、個別追加業務として扱う方法より高くなりますが、その後報告書作成のためにかかる費用/時間は概ね25%ほど削減されます。 ■

この記事に関する問い合わせ先

清宮 陽二 (キヨミヤ・ヨウジ)
Tel 020 7804 1382
yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com

個人的責任からの取締役の保護

2006年会社法の下で、2008年10月1日より取締役の利益相反に関する新たな法令が導入されました。

各企業は早急に以下に取り組む必要があります。

- 個人的責任のリスクから取締役を保護
- 取締役との取引が無効になることを回避

企業の取締役は自社の利益と実際に相反する、あるいは相反する可能性のあるような状況を回避する必要があります。このような状況は、取締役が当該企業の大口株主である場合、取締役が同一グループ内の異なる企業に義務を負っている場合、あるいは取締役が取引先企業の取締役を兼任している場合に発生する可能性があります。

すべての企業は、独立取締役によって利益の相反を承認し、新規定違反を回避できるよう定款を見直し、修正する必要があります。

定款が修正されていない場合、取締役は新たな法定義務に違反しているリスクを負います。正しい承認手続きに従わずに、利益相反が実際に発生した場合には、当該取引が無効となり、当該取締役は個人的に責任を問われる可能性があります。

弊事務所のリーガル部門では定款のレビュー、改定に関するサービスを提供しておりますので、詳細に関しましては左記までご連絡ください。 ■

この記事に関する問い合わせ先

杉山 裕一 (スギヤマ・ユウイチ)
Tel 020 7804 0210
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

EUにおけるVAT課税

— 回収可能なVATがありませんか？

御社の貸借対照表上還付可能性のあるVATが計上されていませんか？ 御社はEU圏内で国境を越えた諸国と新たにサプライチェーン・モデルを検討中ですか？

もし上記のどちらかに該当するのであれば、EU各加盟国の国内のVATに関する規定に注意を払う必要があります。

サプライチェーンを再構築する場合には、そのEU加盟国において、VATの支払い義務が新たに発生する場合があります。サプライチェーンが国境を越えた物品の移動を含む場合、国内VATは課税されないとの判断がなされがちですが、国によっては国内VATを課税しなければならない場合があります。国内VATが発生する場合、いかにこれを回収するかが問題となります。

VATの還付(国内VAT登録によるか、または第8/13号非居住者の還付手続き指令によるかに関係なく)が可能であると予測できる場合に、その税資産を貸借対照表上の資産として認識することになります。しかし、VATが回収可能と判断されつつも、実際には税務当局から還付を受けていない場合には、毎年その額が増加することになります。VAT登録以前に発生したインプットVATの還付請求を制限している、または、発生したVATの還付を拒否している特定地域において事業を行っている企業は、貸借対照表上のVAT残高が年々増えることとなります。

どのようにこの問題を回避することができるか？

まず、新たにサプライチェーンを構築する前に、関連する地域で適正な専門家のアドバイスを求めるべきでしょう。当該物品にサプライヤーが国内VATを課税したかどうか(物品が最終的に発送された場合、または最初の国から輸出された場合)、また、当該企業にVAT登録義務があり、課税済のVATを回収するために登録すべきであるかどうかを検討するためにもアドバイスが必要となります。

さらに企業は国内VAT登録の下で回収するか、または第8/13号還付手続き指令の下で回収するかにかかわらず、VAT還付に対する各種規制(VAT登録以前に発生したインプットVATに対する国内規制等)に留意する必要があります。

一旦この問題が発生したらどのように対応するか？

欧州共同体(EC)の法令ではインプットVATが課税となった時点で「課税対象者」となると定めています。ここでは国内で資産・役務を譲渡する場合に課税されるインプットVATを指しています。したがって、登録以前に発生したインプットVATの控除を受けるには一定の条件を満たさなければならないとする加盟国の主張は、ECの法令と矛盾する可能性があります。

さらに、加盟国は登録以前に発生したインプットVATを還付する義務があるか否かという問題もあります。法的な観点からは、効率の原則および経済的中立性により、加盟国は登録以前に発生したインプットVATの請求を認める規定および手続きを導入する義務があるとしています。このように、登録前のインプットVATの還付請求を無条件で拒否する規定は、ECの法令との一貫性に欠けるように見えます。また、還付請求の期限を設けることがたとえ有効であるとしても、登録以前のインプットVAT請求を全面的に拒否する規定を定めることは認められないでしょう(そのような規定を期限設定のための規定とするかどうかは別として)。

また、加盟国がインプットVATの遅延請求を認める規定を導入しなかった場合(登録以前のインプットVATの請求遅延等)は、それ自体第6VAT指令の第18号(3)条項(現在第180条)の義務違反となる可能性もあります。

実際にこのような状況が起きた例があるか？

ドイツ:

一例として、あるクライアントはロジスティックの運営を外部委託していたために、ドイツ国内の記録保存義務を果たすことができませんでした。この外部委託の結果、サプライヤーは完全な記録を保存していませんでした。当該物品がワランティ取引の下で行われ、当初の物品の供給に含められていたため、インプットに対応するアウトプットVATの支払義務を負うことなく、多額のインプットVAT(購入した物品に係る)の回収権利がクライアントにあることをドイツ税務当局に証明することが、この問題の焦点となりました。

別のドイツの例としては、下請けの流通業者に支払われた奨励金に関連するものです。これら下請け流通業者はVATを誤ってクライアントに上乗せ請求し、その後清算しました。クライアントが誤りにより請求されたVATを回収することができるかどうかの問題となりました。下請け流通業者が債務超過でない場合には管轄地域の民法の下で請求できる可能性もあります。下請け流通業者が債務超過の場合には、Reemstmaの欧州司法裁判所の判決に従って、当企業が顧客としてドイツの税務当局へ直接請求することができるかどうか争点となります。

ポーランド:

この例では、ポーランドにある製造業者は日本の親会社に対して販売を行っていましたが、物品の配送はドイツに倉庫を持つフィンランドの子会社に対して行われていました。フィンランド子会社はロシアの顧客に実質的に販売を行っており、物品はドイツからロシアへ出荷されていました。日本の親会社は非EU加盟国として、ポーランドとフィンランドの仲介業者となっていました。フィンランドの子会社はポーランドを発送国とする輸出申告書を作成していましたが、直接の顧客がEU外であり、物品が実際にはポーランドにあるうちに販売されたため、ポーランドの製造業者は国内VATを日本の親会社へ請求すべきでした。日本の親会社はポーランドにおいてVAT登録を行った後、フィンランドの子会社に対してポーランドのVATを上乗せして物品を販売するのが本来の手続きでした。

さらに、フィンランド法人は当該物品を保管していたドイツでVAT登録しておらず、またドイツにおいて仕入に係るVATを計上していませんでした。この最終的な結果として、フィンランドの子会社はドイツにおいてVAT登録義務を負うこととなり、この登録手続きの一環として登録遅延によるVATの罰金が課されることとなりました。

PwCは未納VATに関してポーランドの税務当局と交渉を行いました。依然交渉後の罰金(2千5百万米ドル相当額)が残される結果となっています。特筆すべきは、当該手続きに関してアドバイスをした他の事務所は、リスクあるいは損害の可能

性はないと述べていたことです。

PwCが提供できるサービスは?

各地域の管轄税務当局と交渉する際、各企業に適正なアドバイスを提供するにはグローバルネットワークの経験が不可欠となります。PwCはEU内のVAT規定が不適切に実施あるいは適用されている場合、それを矯正するための適正な実務(欧州の法令あるいはEU内の他の分野における経験を踏まえた)を実施することができます。PwCの英国の判例法および英国国内税法に係る過去の経験をもち、クライアントの皆様および地域のネットワーク事務所に適切なアドバイスを与えることができます。

EUの拡大、特に加盟国の15カ国から27カ国への増加、および製造業ならびにシェアード・サービスの新規EU加盟国への移動は、欧州経済圏(EEA)内に一段と大きなリスクをもたらしました。いくつかの多国籍企業は滞留しがちなVAT債権に関連するコスト負担が、非常に多額になってきています。企業が資金を必要とする場合、滞留しているVAT債権にほとんど目を向けることがありませんが、最近の経験ではこれら滞留債権をますます詳細に検証する必要があると感じています。 ■

この記事に関する問い合わせ先

岩崎 音靖 (イワサキ・オンセイ)
Tel 0121 265 6607
onsei.x.iwasaki@uk.pwc.com

トランザクションサービスチームのご紹介

Deal Support, Cash Accelerator

私共トランザクションサービスチームはグローバルで4,600名(日本120名、英国280名)のプロフェッショナルを擁し、買収や事業部門の売却、合併ならびに戦略的業務提携を支援させていただいております。また、ディール環境にとどまらず、コンサルティングチームと協同でキャッシュフローレポートや運転資本のベンチマーキングといったキャッシュフローマネジメントに関するサービスもご提供させていただいております。

トランザクションサービスがお手伝いできること

- 財務デューデリジェンス
- バリュエーション
- フィナンシャルモデリング
- 事業デューデリジェンス
- オペレーションデューデリジェンス
- ポストディールサービス
- 税務デューデリジェンス
- ストラクチャリング
- SPA (株式売買契約書) コンサルティング
- ITデューデリジェンス
- トレジャリーデューデリジェンス
- 年金・HRデューデリジェンス

PwCがご提供できるバリュー

- ディールの内容に応じ、インダストリーの専門家を含めた最適なチームをグローバルで編成します。
- デューデリジェンスアドバイザーオブサイヤー
2008受賞(Acquisitions Monthly)

直近の日系ディール

日本の投資銀行が英投資銀行の一部門を買収するにあたり財務・税務デューデリジェンス、バリュエーション、モデリング、SPAなどのアドバイザー業務を提供いたしました。東京オフィスも含めたグローバルでのチーム編成、チーム間の連携を促進するワンストップでの包括的なサービス提供により、ベンダーの求めた短期間でのエクゼキューションを可能にしました。

直近のキャッシュフローマネジメント案件

欧州の医療機関に対しキャッシュフローレポート導入のアドバイスを提供しました。週次の資金繰り報告を行うための標準化したプロセスおよびテンプレートを12か国にわたるグループ機関に導入し、グループレベルにおける週次のキャッシュフロー予測や各国のキャッシュパフォーマンスの比較を可能にしました。

日本語での出版物

『M&Aを成功に導く財務デューデリジェンスの実務(第2版)』中央経済社

当チームに関する詳細あるいはお問い合わせは、
盛谷 竜二 (モリタニ リュウジ)

Tel: 020 7804 9476

ryuji.moritani@uk.pwc.com

まで、お気軽にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers Global Network for Japanese Practices in Europe

www.pwc.com

www.pwcjp.com

プライスウォーターハウス
コーパースは右記のようにヨー
ロッパ各地にジャパニーズ・ビ
ジネス・ネットワークを有し、
日系企業の皆様のお役に立つべ
く種々のサービスを提供して
おります。

各々の担当者は日系企業の皆
様のニーズをよく理解した専
門家ですので、各国現地担当者
またはロンドンの日系企業担
当者のどちらにご連絡いただい
ても、同様のキメの細かいサー
ビスを提供させていただきます。

発行人:

PwCグローバル・ネットワーク・
フォー・ジャパニーズ・プラクティス

編集人:

佐藤 穰治 中村 道子
金 保仁 清宮 陽二

本冊子は概略的な内容を説
明したものに過ぎません。また、
これらは信頼できる情報源から
入手しておりますが、法令、規則、
規制は随時変更される可能性が
あるため、これらがそのままの
形で個々のケースに適用可能で
あるとは限りません。従って意
思決定を行う、あるいは何らか
の行動を起こされる場合には事
前に弊事務所の各分野の専門家
にご相談下さい。

■ United Kingdom (London)

1 Embankment Place, London WC2N 6RH
佐藤 穰治 Tel: +44 20 7213 5407
johji.sato@uk.pwc.com
金 保仁 Tel: +44 20 7804 6737
bo.in.kim@uk.pwc.com
福田 有紀子 Tel: +44 20 7804 9207
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

■ Belgium (Brussels)

森山 進 (中東欧兼任) Tel: +32 2 710 7432
steve.moriyama@pwc.be
横山 嘉伸 Tel: +32 2 710 7430
yoshinobu.yokoyama@be.pwc.com

■ Czech Republic (Prague)

野村 雅士 Tel: +420 724 373 648
masashi.nomura@cz.pwc.com

■ Denmark (Copenhagen)

Jens Røder Tel: +45 39 45 32 38
jens.roder@dk.pwc.com

■ France (Paris)

横田 文志 Tel: +33 1 5657 8362
fumishi.yokota@fr.landwellglobal.com

■ Germany (Düsseldorf)

宗雪 賢二 Tel: +49 211 981 2267
kenji.muneyuki@de.pwc.com
(ハンブルク兼任)
池田 良一 Tel: +49 211 981 7375
ryoichi.ikeda@de.pwc.com
(ミュンヘン兼任)
岡崎 邦昭 Tel: +49 211 981 7495
okazaki.kuniaki@de.pwc.com

■ Greece (Athens)

Christos Shiatis Tel: +30 2 10 68 74 600
christos.shiatis@gr.pwc.com

■ Hungary (Budapest)

佐伯 康之 Tel: +32 2 710 7430
yasuyuki.saeki@be.pwc.com
(ブリュセル兼任)

■ Luxembourg (Luxembourg)

Kenneth Iek Tel: +352 49 48 48 2278
kenneth.iek@lu.pwc.com

■ The Netherlands (Amsterdam)

八木 正憲 Tel: +31 20 568 4156
masanori.x.yagi@nl.pwc.com
村上 高士 Tel: +31 20 568 5161
t.murakami@nl.pwc.com

■ Norway (Oslo)

Thorbjørn Grindhaug Tel: +47 95 26 05 10
thorbjorn.grindhaug@no.pwc.com

■ Poland (Warsaw)

森山 進 Tel: +48 22 523 4971
steve.moriyama@pwc.be
(ブリュセル兼任)

■ Russia (Moscow)

糸井 和光 Tel: +7 495 967 6436
m.itoi@ru.pwc.com

■ Sweden (Stockholm)

Gunnar Andersson Tel: +46 8 55533860
gunnar.andersson@se.pwc.com

■ Switzerland (Zurich/Basel)

Erik Steigar Tel: +41 58 792 5940
erik.steigar@ch.pwc.com

■ Turkey (Istanbul)

向山 光浩 Tel: +90 212 326 67 66
mitsuhiro.mukaiyama@tr.pwc.com

■ 日本

あらた監査法人

堀江 正樹 Tel: +81 80 6515 3839
masaki.horie@jp.pwc.com
www.pwcaarata.or.jp

税理士法人プライスウォーターハウスコーパース

鈴木 洋之 Tel: +81 3 5251 2411
hiroyuki.suzuki@jp.pwc.com
www.pwc.com/jp/tax

PwCアドバイザリー株式会社

岡 昭一 Tel: +81 3 6266 5800
shoichi.oka@jp.pwc.com
www.pwcadvisory.co.jp

The firms of the PricewaterhouseCoopers global network (www.pwc.com/uk) provide industry-focused assurance, tax and advisory services to build public trust and enhance value for clients and their stakeholders. More than 140,000 people in 149 countries across our network share their thinking, experience and solutions to develop fresh perspectives and practical advice.

© 2009 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.